

児童館に係る法令等の概要

児童館に係る法令等の概要①

児童福祉法 (昭和22年法律 第164号)

(児童厚生施設)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準 (昭和23年厚生省令 第63号)

児童館に係る法令等の概要②

児童館の設置運営について

(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)

※最終改正 平成24年5月15日

第1 総則

- 1 目的
- 2 種別 (1)小型児童館、(2)児童センター、(3)大型児童館、(4)その他の児童館
- 3 設備及び運営

第2 小型児童館

- 1 機能
- 2 設置及び運営の主体
- 3 設備及び運営
- 4 国の助成

第3 児童センター

- 1 機能
- 2 設置及び運営の主体
- 3 設備及び運営
- 4 国の助成

第4 大型児童館

- 1 A型児童館
(1)機能、(2)設置及び運営の主体、(3)設備及び運営
- 2 B型児童館
(1)機能、(2)設置及び運営の主体、(3)設備及び運営
- 3 C型児童館
- 4 国の助成

第5 その他の児童館

(最終改正の内容)

- ・「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改めたことから該当箇所を改正した。
- ・民法改正に伴って、「民法第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人(以下、「社団・財団法人」という。)」と改正した。
- ・小型児童館及び児童センターにおける国の助成において、「国は、予算の範囲内において、民営の小型児童館の運営に関する費用を、別に定めるところにより補助するものである」を削除した。

児童館に係る法令等の概要③

児童館の設置運営について

(平成2年8月7日児
発第967号 厚生省
児童家庭局長通知)

※最終改正 平成
16年3月26日

- 1 小型児童館
 - (1)機能
 - (2)対象児童
 - (3)運営
 - ア 運営委員会の設置
 - イ 利用児童の把握
 - ウ 遊びの指導
 - エ 利用時間
 - オ 地域社会及び関係機関等との連携
- 2 児童センター
 - (1)機能
 - (2)対象児童
 - (3)運営
 - ア 機材等
 - イ 体力増進指導
 - ウ 年長児童指導
 - エ 留意事項
- 3 大型児童館
 - (1)A型児童館
 - ア 機能
 - イ 対象児童
 - ウ 運営
 - (2)B型児童館
 - ア 機能
 - イ 設備
 - ウ 対象児童
 - エ 運営
- 4 設置及び運営の主体

※事務次官通知の最終改正内容を反映する箇所がなかったため、平成16年改正が最終となっている。

児童館に係る法令等の概要④

児童館ガイドラインの改正について

(平成30年10月1日
子発1001第1号 厚生労働省子ども家庭局通知)

(改正のポイント)

※従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。

- ・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- ・児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- ・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- ・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- ・子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- ・大型児童館の機能・役割について新たに示した。

第1章 総則

第2章 子ども理解

第3章 児童館の機能・役割

第4章 児童館の活動内容

第5章 児童館の職員

第6章 児童館の運営

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

第8章 家庭・学校・地域との連携

第9章 大型児童館の機能・役割